

# 下志段味組合だより

令和5年12月21日 発行

第90号

発行者

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

TEL 052-736-4865

FAX 052-736-6460

ホームページアドレス

http://shimoshidami-kukaku.net

## 組合事業の現状と今後の予定

組合長 加藤 鈞

短日の候、組合員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今日まで事業が進んでまいりましたのも、ひとえに組合員の皆様方の絶大なご協力のお陰であり感謝申し上げます。事業の完遂まで気を引き締めて取り組んでまいりますので、最後まで変わらぬご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、第九十八回総代会を十月二十八日(土)に開催いたしました。「残余財産の処分方針」について審議していただきましたのでその概要をお伝えいたしますとともに、組合事業の現状と今後の予定についてもお知らせいたします。

一 残余財産の処分方針

組合が解散し、債務の弁済を完了した後になお残存する財産については完全に処分する必要があるため、その処分方針について定めるものです。ここでは、更なる地権者還元も予定しており、詳細につきましては、総代会報告以降をご覧ください。

二 組合事業の現状

令和五年度上半期までの進捗率は、事業費ベースで約九十八%となっております。残り二%は主に余剰金等の解散諸費です。

また、換地関連業務については、七月末にご案内いたしました、所有権登記名義人住所変更登記に関する手続きについては登記が完了し、登記完了証を順次発送しております。四月より実施しておりました、保留地所有権移転登記に関しましては、法的措置を講じている案件を除き、手続きが完了しております。これらにつきましては、来年一月までに全てが完了となる見込みです。

三 今後の予定

組合解散前最後の開催となる次回第九十九回総代会を来年一月二十八日(日)に開催する予定です。「令和五年度収支決算等」について審議していただき、三月初旬には解散認可申請書を名古屋へ提出することとなります。当該解散認可をもって組合は解散となり、令和六年度に行います清算事務を残すのみとなります。

いよいよ組合解散の時が近づいてまいりましたが、これまでの事業を大成とすべく役員が丸となって全力を尽くしてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 第98回 総代会報告

令和五年十月二十八日(土)、サイエンス交流プラザにおいて開催しました。

総代五十七名(書面出席八名含む)の出席のもと、寺平徳夫副組合長の司会に始まり、議長に加藤章一総代を選出して議事に入り、第一号議案を審議の後賛成多数(賛成三十七名)で議決承認されました。

### 第一号議案 残余財産の処分方針について

組合が解散し、債務の弁済を完了した後になお残存する財産の処分方針について次のように定めたいので、承認を求めます。

#### 一 地権者還元

解散諸費の八割を直接還元できるように残余財産から処分する  
なお、解散諸費とは余剰金と残余財産の合計額である

#### 二 寄附

金一〇、〇〇〇、〇〇〇円を残余財産から処分する  
但し、別途端数も算入することができる

#### 三 慰労金

一、二を優先的に処分した後の残高を残余財産から処分する



残余財産は未だ確定できるものではないことから、現時点での想定残余財産額に対する考え方をご参考として提示しました。

※裏面をご参照ください

なお、各使途に対する配分額は令和六年八月をもって確定する予定です。

### 【総代会での説明内容】

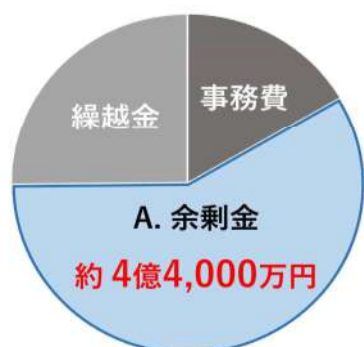
令和五年度の予算を策定するため、令和四年度上半期時点での組合事業費黒字確定額を4億4千万円と算定し、余剰金という科目で提示しました。このうち、8割となる約3億52百万円を宅地整備補償金として地権者へ直接還元することとしました。

### 【総代会での主な意見】

- 第87号組合だより (R5.2.8発行) 掲載内容
  - Q 余剰金額が増えた場合、宅地整備補償金の総額を増やすのか。
  - A 第96回総代会にて資金計画の変更に係る事業計画変更を議案として上程する。そのためにも補償金額は確定し、余剰金額が増えた場合は、別の使い方を検討する。
- その他 (総代からのご意見・ご要望)
  - ・ 景気よく8割もの還元を考えてもらい、ありがたい。
  - ・ 今後増加する分についても基本的には同様の方針としてほしい。
  - ・ 残りの2割の使途についてもしっかりと説明してほしい。

## (振り返り) 第95回総代会

### (予算) R5支出科目



R5年度 支出内訳 (予算)	
A. 余剰金	4.40 億円
宅地整備補償金	3.52 億円 (80%)
住所変更登記	0.30 億円 (7%)
保留地所有権移転登記	0.09 億円 (2%)
記念品	0.20 億円 (5%)
記念誌	0.10 億円 (2%)
記録の保管	0.10 億円 (2%)
記念碑	0.06 億円 (1%)
解散記念式典	0.03 億円 (1%)

➡ (出席者58名中57名の賛成を得たことから、) **組合の地権者優先の姿勢が伝わったものと認識している。**

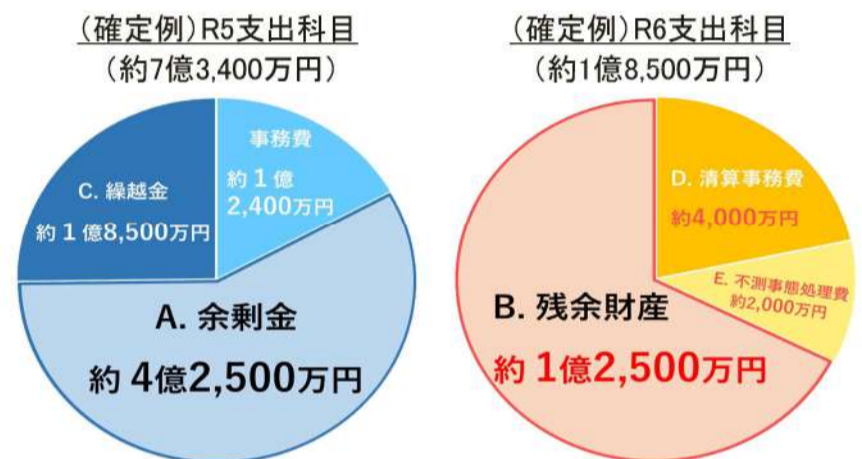
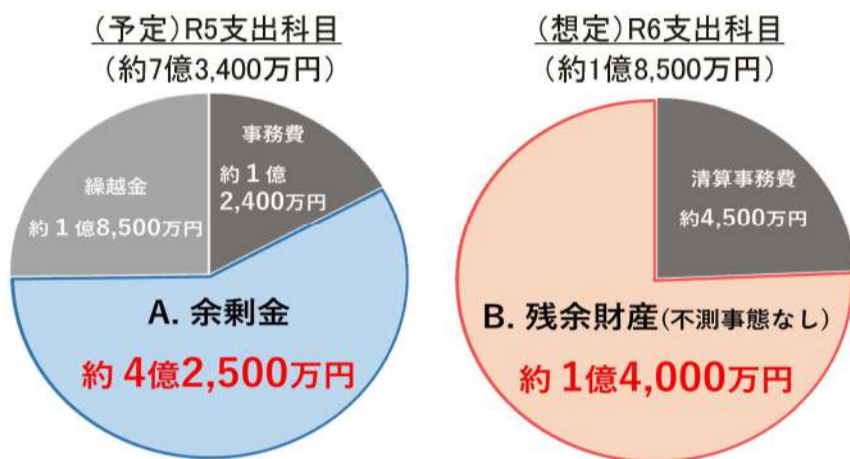
(第98回) 総代会での主な意見

【凡例】C：ご意見、Q：ご質問、A：回答

- C1 残余財産の全てを地権者へ還元してほしい。
C2 地権者還元の算定根拠となっている8割について割合を増やしてほしい。
A 組合としては、(特に表面に記載しました、宅地整備補償金の総額決定に至る経緯といった)これまでの余剰金執行に係る説明や背景、総代の皆さまからのご意見等を受け、今回のご提案を行っております。従いまして、お気持ちは十分にお察ししますが、様々な形で組合事業へ関わっていただいた方々へもお礼をしたいと考えておりますため、ご理解を頂きますと幸いです。
Q1 寄附金は残額で良いのではないかと。
Q2 寄附金は別に予算枠を確保しておかないと不測事態等が生じて寄附できなかった場合に相手に対して失礼ではないかと。
A 寄附金は単に会計上の端数処理という意味合いではなく、直接還元とは別に下志段味地区に住まわれている多くの方々に対しても、組合事業への理解に対するお礼をしたいとの考えから提案しております。
また、寄附検討先には、減額の可能性がある旨をご説明し、ご了承いただいております。
Q1 歴代の組合役員及び総代、計188名に対する慰労金として現案で3千万円を充てているが、本当に必要な額か。
C1 慰労金としては、せいぜい10万円程度が妥当であると思う。
A 組合としては、30年以上前からの先輩方のご苦勞も、今回の組合事業完成の一助であったと考えています。もちろん、再減歩を経たうえでの事業費の黒字化ということは重々に承知しておりますが、8割の直接還元に加え、保留地購入者への還元や地元住民への還元といった間接的な方法にて広く地域の皆さま方へ還元を行い、事業費黒字額の約9割を還元できたことから、慰労金についても地権者の皆さまにご理解を頂けるものと認識しております。

今回 令和5年度上半期での、想定黒字額を5億65百万円と算定したため、議案に従い以下のように配分予定です

今後 「事務費の変動」や「不測事態の発生」に応じて増減しますが、令和6年8月をもって残余財産額を確定する予定です



○ 第98回総代会 (10/28) 提案内容

Table with 3 columns: 総計 (想定), R5年度支出科目, R6年度支出科目 (想定). Rows include 事務費, 繰越金, 解散諸費, 支出計, and 残余財産.

○ 第1回清算総代会 (R6.8予定) 提案内容 (想定Case)

Table with 3 columns: 総計 (確定例), R5年度支出科目 (確定例), R6年度支出科目 (確定例). Rows include 事務費, 繰越金, 解散諸費, 支出計, and 残余財産.

Table with 3 columns: 用途別計 (想定), R5年度支出内訳, R6年度支出内訳 (想定). Rows include 解散諸費, 直接還元, 間接還元, and other categories with percentages.

Table with 3 columns: 用途別計 (確定例), R5年度支出内訳 (確定例), R6年度支出内訳 (確定例). Rows include 解散諸費, 直接還元, 間接還元, and other categories with percentages.

議決事項; 配分額

紙面内容に関するお問合せ先 (事務委託先) (公財)名古屋まちづくり公社 事業管理課 (TEL) 052-736-9071 担当: 秋田

未定事項; 詳細 (暫定組合方針)

(1) 地権者還元

宅地整備補償金の取扱いと同様、宅地の権利地積に応じて還元する方針です。

(2) 寄附

以下の内容で寄附する方針です。

- 学区各種団体連絡協議会\*あるいは区政協力委員会: 800万円
\* 自治会を含めた下志段味の様々な団体で構成された組織
\* まちづくり基金\*: 100万円
\* 名古屋都市センターが創設した、市民が行うまちづくりを支援・推進するための基金
\* 名古屋まちづくり公社: 100万円

(3) 慰労金

以下の内容で算定する方針です。

- 組合役員 (理事・監事) 及び総代を支払対象者とする対象者が死亡している場合は、特定の範囲内でその相続人を対象とする
\* 手当の区分は組合長、副組合長、委員長、一般理事、監事、総代とし、総代会議長は別途手当を加算する
\* 手当の計算は、在職した月数を基準とする総代会議長は、その選任回数を基準とする
\* 手当の支払総額は総代会で承認された額を限度とし、個人別支払手当の額は理事会の承認を得て細則で定める目安として、全事業期間 (約32年間) 在職の役員、総代それぞれで平均約87万円、約17万円程度となる